

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
令和 7 年度 定時社員総会 議案集

令和 7 年 6 月 20 日(金)



一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

目 次

【審議資料】

第1号議案 令和6年度決算報告(案)・事業報告に関する件

1. 令和6年度決算報告(案)	
①令和6年度収支報告(案)	1
②同附属明細書(案)、同貸借対照表(案)	3
③監査報告書	4
2. 令和6年度事業報告	6

【報告資料】

1. 不祥事案の発生と今後の対応	
ア) 不祥事案の概要	16
イ) 監事からの報告書	17
ウ) 対応策について	22
エ) 会員倫理問題処分規程の整備について	23
2. 令和7年度収支予算	25
3. 令和7年度事業計画	27
4. ふくせん新規入会・退会・会員数の推移	36
5. 賛助会員入退会状況	37
6. ブロック別令和6年度新規入会者数及び令和7年度 ブロック活動費	38

【参考】

1. ブロック長名簿	39
2. 定款	40

第1号議案 令和6年度決算報告（案）・事業報告に関する件

審議資料

①令和6年度収支報告（案）

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

I 収入の部

番号	記号	算式	項目	記号	算式	令和6年度収支概要						
						自主事業			研修ポイント事業			
						（A）	（B）	（C）	（D）	（E）	（F）	
1 A			正会員会員料収入			15,380,000	0	0	15,380,000	0	0	令和7年3月末1,569名 会員未登録66名(過年度会員費230,000円含む)
2 B			FJC会員会員料収入			3,780,000	0	0	3,780,000	0	0	令和7年3月末443名 会員未登録95名(過年度会員費40,000円含む)
3 C	A+B		正会員・FJC会員会員料収入計			19,140,000	0	0	19,140,000	0	0	0
4 D			貢助会員会員料収入			11,400,000	0	0	11,400,000	0	0	11,400,000 貢助会員114口(会員664名)
5 E	C+D		会員料収入合計			30,540,000	0	0	30,540,000	0	0	30,540,000
6			P制度初期整備料			0	0	0	0	0	0	0
7			世田谷委託事業収入			0	0	0	0	0	30,800	30,800
8			書籍販売等事業収入			185,214	0	0	185,214	0	0	0
9			講演料・他団体委員会等財金収入			389,726	0	0	389,726	0	0	155,214 AKTトレーニングキット販売(144,138円) 補助用具サービス料引きDFV(11,076円)
10			当期収入の部			644,475	432,000	77,500	1,153,975	0	0	0
11			研修事業収入			1,351,065	0	0	1,351,065	0	0	389,726 岩元理事長等講演等財金(255,371円), 他団体委員会財金(144,369円),
12			アロマ施設活動費収入			0	0	0	0	0	0	1,351,065
13			厚労省助成金事業収入			0	0	0	0	0	0	1,351,065
14			消費生活協同組合助成金事業収入			52,194	86	0	52,280	0	0	1,351,065
15			繰り戻し収入			10,163	0	0	10,163	83,233	81,162	1,351,065
			会計期間総括	①		33,152,837	432,086	77,500	33,662,423	83,233	17,284,398	1,500,733
			当期収入合計			33,152,837	432,086	77,500	33,662,423	83,233	17,284,398	1,500,733
						30,812	18,812	0	30,812	0	81,491	174,887
											52,561,860	

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
令和6年度決算報告
自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

II支出の部

項目	記号	算式	令和6年度漸減実績						備考	
			自主事業			研修ボイント 事業				
			(A)	一括(差額)	SV	更新研修 (ふくせい んげき)	自主事業 合計(A)	研修ボイント 事業合計(B)	(C)	
1 費金(人件費)			0	0	0	0	0	828,000	0	828,000 老健事業・生協事業・資金
2 管理費			26,700	50,336	0	80,036	0	0	0	80,036
3 プロフェッショナル活動費支出し			1,218,736	0	0	1,218,736	0	0	0	1,218,736
4 地域研究費			0	0	0	0	0	0	0	0
5 広報活動費			2,139,805	0	0	2,138,605	0	0	0	2,139,805 ふくせんサポート・HP改善費等
6 施設交運費			1,980,215	106,984	0	2,097,199	0	561,414	0	2,691,023 審査局旅費、委員会旅費等
7 P制度委員会の旅費・開催費			0	0	0	0	0	0	0	0
8 P制度広報に関する業務			0	0	0	0	0	0	0	0
9 P制度開発・システム改修			1,000,480	1,350	6,040	1,037,850	0	152,379	0	152,379 電話代、切手代、ネットワーク回線費等
10 通信運搬費			141,212	0	0	141,212	0	83,105	0	224,317 勤務消耗品費
11 専務消耗品費			662,857	0	0	662,857	0	4,067,945	0	4,730,902 コピーマシン代等・報告書印刷費等
12 印刷製本費			326,153	7,834	0	333,787	0	540	0	540 334,327
13 会議費			0	0	0	0	0	1,068,870	0	1,068,870 老健事業会場費等
14 業用料・賃借料			788,867	206,034	0	1,004,901	81,822	582,600	0	1,687,323 理事会・各種委員会等
15 諸助金			15,752,905	0	0	15,752,905	0	7,920,000	0	9,420,000 25,172,905 委託費等
16 委託費			0	380	0	980	1,250	0	400	400 2,640 勤務手数料・印紙代等
17 離職			0	0	0	0	0	2,039,546	0	2,039,546 取扱手数料等・説明会オンライン費用
18 被投資費			24,060,810	373,328	6,040	24,470,178	83,072	17,284,398	1,500,000	20,810 18,805,209 43,388,459
事業費計			②	2,016,570	0	2,016,570	0	0	0	0 2,016,570 派遣員給与・老健事業・生協事業負担分額(△)等
1 人件費			257,922	0	0	257,922	0	0	0	0 257,922 福利厚生費、労働保険料等
2 福利厚生費			61,719	6,750	0	66,469	0	0	0	0 68,469 手土産代等
3 交際費			0	0	0	0	0	0	0	0 0
4 什器備品			288,374	0	0	288,374	0	0	0	0 268,374 消耗品費等
5 消耗品費			202,288	0	0	202,288	0	0	0	0 202,288 水道光熱費
6 水道光熱費			1,906,658	0	0	1,906,658	0	0	0	0 1,906,658 費料(更新費含)・共益費
7 賃借料			478,456	0	0	478,456	0	0	0	0 478,456 PC・コピー機器等
8 リース代			81,000	0	0	81,000	0	0	0	0 81,000 税込等
9 税込公課			306,700	0	110	306,870	0	0	330	330 387,200 税込手数料・他団体年会費等
10 離職			③	5,669,747	6,750	110	5,676,607	0	0	0 330 5,676,637
総計	1 会計開設費		184,724	0	0	164,724	0	0	0	0 10,002 174,726 一般会計へ
	2 預入金支出計		184,724	0	0	164,724	161	0	0	0 10,002 174,887
	3 予備費	⑤ ①-②-③-④	29,365,281	380,078	6,150	30,311,509	83,233	17,284,398	1,500,000	30,812 18,815,541 49,210,283
	4 当期支出合計	⑤ ②+③+④	32,755,536	52,008	71,380	33,501,914	0	0	463	0 463 0
	5 収支差額	⑥ ①-⑤	36,886,002	609,550	537,116	36,032,668	0	0	0	0 38,032,668
	6 前期繰越額	⑦ ⑥+⑦	40,113,558	601,558	41,385,582	608,466	0	0	463	0 41,384,045
	7 次期繰越額	⑧ ⑥+⑦								

②同付属明細書（案）、同貸借対照表（案）

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
附属明細書(案)
令和7年3月31日現在

(単位:円)

項目	金額	備考
1 小口現金	614,383	
2 普通預金(高輪台支店)	2,772,207	普通預金残(団体口座)
3 普通預金(老健)	0	普通預金残
4 普通預金(世田谷)	0	普通預金残
5 郵便貯金	31,343,278	郵便貯金(団体口座)
6 郵便貯金(SV養成)	654,493	郵便貯金
7 郵便貯金(更新研修)	327,763	郵便貯金
8 普通預金(生協)	3,000,463	普通預金残
9 普通預金(研修ポイント)	0	普通預金残
10 普通預金(ロック口座)	6,513,304	普通預金残(ロック口座)
現金預金合計	45,225,891	
11 前払費用	297,578	定時社員総会
12 未収入金	0	
流動資産合計	45,523,469	
1 未払金	792,554	令和7年3月分管理費用等
2 預り金	3,346,870	令和7年度正会員年会費 生協助成金等
3 仮受金	0	研究大会
流動負債合計	4,139,424	
正味財産合計	41,384,045	

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
貸借対照表(案)
令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	前年度	当年度	増減
I 資産の部			
流動資産			
現金預金	42,082,090	45,225,891	3,143,801
前払費用	192,248	297,578	105,330
未収入金	262,166		▲ 262,166
流動資産合計	42,536,504	45,523,469	2,986,965
資産合計	42,536,504	45,523,469	2,986,965
II 負債の部			
流動負債			
未払金	1,140,072	792,554	▲ 347,518
預り金	1,763,764	3,346,870	1,583,106
仮受金	1,600,000	0	▲ 1,600,000
流動負債合計	4,503,836	4,139,424	▲ 364,412
負債合計	4,503,836	4,139,424	▲ 364,412
III 正味財産の部			
一般正味財産	38,032,668	41,384,045	3,351,377
正味財産合計	38,032,668	41,384,045	3,351,377
負債及び正味財産合計	42,536,504	45,523,469	2,986,965

③監査報告書

監 査 報 告 書

令和7年5月14日

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
理事長 岩元文雄 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

監事 海田尚広 

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の令和6年会計年度における業務の通期監査を行い、次の通り報告いたします。

1、 監査の方法の概要

業務監査について、理事及び関係者より業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要な監査手続きを実施し、理事の業務執行の妥当性を検討いたしました。

2、 監査意見

理事の業務の執行に関する不整の行為及び法令若しくは定款に反する重大な事項はないと認めます。

以上

③監査報告書

監 査 報 告 書

令和7年5月14日

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
理事長 岩元文雄 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

監事

井澤 わかな



令和6年4月1日から令和7年3月31日までの一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の令和6年会計年度における会計及び業務の通期監査を行い、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿及び計算書類すなわち貸借対照表・収支計算書並びに附属明細書の閲覧等必要な監査手続きを実施し、計算書類の正確性を検討いたしました。
- (2) 業務監査について、理事及び関係者より業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要な監査手続きを実施し、理事の業務執行の妥当性を検討いたしました。

2. 監査意見

- (1) 会計監査：限定付適正意見

貸借対照表・収支計算書は、ブロック会計以外、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財政状態及び収支状況を正しく示していたことを認めます。

- (2) 業務監査：適正意見

理事の業務の執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に反する重大な事項はないと認めます。

以上

2.令和6年度事業報告

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

令和6年度事業報告

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

1. 社員総会・理事会等の開催、運営

(1) 定時社員総会の開催

令和6年6月 20 日(木) (千里ライフサイエンスセンター)
(出席代議員 10名・議決権行使書提出 33名・委任状提出 11名・合計 54名 *社員総数 57名)
次の2議案が付議され、原案のとおり承認された。
第1号議案 令和5年度決算報告(案)・事業報告に関する件
第2号議案 役員の選任(案)に関する件

(2) 理事会の開催

第1回理事会
令和6年5月 21 日(火) (AP 東京八重洲・オンライン併用)
次の2議案が付議され、原案のとおり承認された。
第1号議案 令和5年度事業報告(案)に関する件
第2号議案 令和5年度決算報告(案)に関する件

第2回理事会
令和6年7月 27 日(土) (書面開催)
次の2議案が付議され、原案のとおり承認された。
第1号議案 理事長及び副理事長の選任(案)に関する件
第2号議案 顧問の推薦(案)に関する件

第3回理事会
令和7年3月 4日(火) (TKP 田町カンファレンスセンター)
次の3議案を付議され、原案のとおり承認された。
第1号議案 令和7年度事業計画(案)に関する件
第2号議案 令和7年度収支予算(案)に関する件
第3号議案 個人情報保護方針の改定(案)等に関する件

(3) 正副理事長会議の開催

令和7年2月 21 日(金) (オンライン開催)
報告事項
(1) 令和6年度活動状況について
(2) 令和6年度収支報告について

協議事項

- (1)令和7年度事業計画(案)について
- (2)令和7年度収支予算(案)について
- (3)個人情報保護方針の改定(案)等について

2. 委員会等の設置・開催

(1) 第5回福祉用具専門相談員研究大会実行委員会の開催

令和6年6月 19 日(水)にオンライン併用で開催された「第5回福祉用具専門相談員研究大会(日本福祉用具供給協会との共催)」に向けて、各協力団体並びに担当者との連携、調整を図るための実行委員会を6回開催した。

(2) 福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)普及推進作業部会の開催

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制をはじめとした令和6年度介護報酬改定の内容や、令和6年4月に見直した「ふくせん福祉用具サービス計画書」の様式等を更新研修に反映させ、受講する福祉用具専門相談員に最新の情報を提供する目的で、令和6年8月 27 日(火)に現任の講師陣と作業部会を開催し、研修内容の一部について見直しを図った。

作業部会 委員:株式会社バリオン 代表取締役 金沢 善智 氏(本会 理事) 他。

3. 研究・研修に関する活動

(1) 第5回福祉用具専門相談員研究大会の開催

令和6年6月 19 日(水)、福祉用具専門相談員の専門性向上を目的に、福祉用具専門相談員が取り組んだ研究結果や好事例等の発表機会を通じた自己研鑽の象徴の場となる「第5回福祉用具専門相談員研究大会(日本福祉用具供給協会との共催)」を大阪で開催した。

【日 時】令和6年6月 19 日(水) (オンライン併用)

【場 所】千里ライフサイエンスセンター(大阪府)

【大 会 テ ー マ】未来を支える福祉用具サービスの可能性
～ご利用者が自分らしく生きていくための福祉用具専門相談員の使命と役割～

【大 会 長】記虎 孝年氏 (関西シルバーサービス協会 理事長)

【副 大 会 長】小野木 孝二氏 (日本福祉用具供給協会 理事長)

【実 行 委 員 長】鈴木 みどり (本会 理事)

【大 会 顧 問】幸田 正孝 (本会 特別顧問)
山内 繁 (本会 特別顧問)

【倫理委員会委員長】白澤 政和 (本会 理事)

【査読委員会委員長】東畠 弘子 (本会 理事)

【基 調 講 演】筒井 孝子氏 (兵庫県立大学大学院 社会科学研究科 教授)

【参 加 者 等】1,318名参加、演題48テーマ、協賛広告37社、展示協賛13社等
(注)役職はいずれも当時のもの

(2) 令和6年度介護保険制度改正等に関するセミナー等の開催

令和6年度より導入された福祉用具貸与・販売の選択制など介護保険制度における福祉用具専門相談員の提供実務や役割等に関する特別講演会等を4回開催し、306名が受講した。

開催日	エリア	会場	内容	講師	参加人数
令和6年4月 12 日 (金)	広島県	オンライン	介護保険制度改定説明会(～実務上の Q&A を踏まえて～) (日本福祉用具供給協会共催)	厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具住宅改修指導官 内田正剛氏 本会事務局	72名
令和6年7月 20 日 (土)	鹿児島県	オンライン	特定非営利活動法人介護支援専門員協会鹿児島 オンライン研修会 「福祉用具をケアプランに位置付ける際のケアマネジャーとの連携について～介護報酬改定や身体拘束への対応～」	本会事務局	95名
令和6年 10月4日 (金)	鹿児島県	鹿児島県カクイックス交流センター	未来の快護テクノロジー 展快護生活フェス DX 特別講座「介護保険における福祉用具を活用するための視点について」	渡邊 憲一氏 (本会理事)	71名
令和6年 10月9日 (水)	茨城県	茨城県ひたちなか市ふあみりこらぼ	茨城県ひたちなか市介護支援専門員集団指導 「令和6年度介護報酬改定～福祉用具の貸与と販売の選択制について～」	本会事務局	68名

(3) 施設や在宅におけるテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用に関する研修会開催への協力

介護ロボットや ICT 技術を活用した介護環境、及び福祉用具専門相談員や在宅・施設職員の生産性向上に関する研修会等にシンポジスト等として参加協力した。

開催日	会場	内容	講師
令和6年6月 16 日(日)	東京国際フォーラム	一般社団法人日本認知症ケア学会主催 第25回認知症ケア学会大会 「福祉用具・支援機器・ICT による、その人らしい『環境整備』の実現」	東畠弘子氏 (本会 理事)
			シンポジストとして本会事務局が参加
令和6年 10月 18 日(金)	尾張一宮駅前ビル「i-ビル」	全国福祉用具相談・研修期間協議会主催 令和6年度全国会議 ラウンドテーブルセッション 「わたしたちがそれぞれの専門性を活かして考える新しい時代のケア」	パネリストとして本会事務局が参加

令和6年 11月 16日(土)	千葉県福祉ふれあいプラザ	千葉県福祉ふれあいプラザ主催 第3回千葉県福祉機器展 2024 コミュニケーションロボット等に関する講演	本会事務局
		国立研究開発法人産業技術総合研究所主催 ワークショップ「高齢者とともに生きる未来のロボットを構想しよう！」 グループワーク	ファシリテーターとして本会事務局が参加

(4) 高齢者虐待防止等に関する研修会の開催

令和3年度介護保険制度改正にともない義務づけられた高齢者虐待防止の推進及び令和6年度介護保険制度改正により追加された身体的拘束等の適正化の推進に関する研修会を開催し 227名が受講した。

日時:令和7年1月 21日(火)

場所:オンライン開催

内容:高齢者虐待の防止と身体拘束ゼロに向けて

講師:金沢 善智氏(本会 理事)

(5) 福祉住環境整備に関する研修会の開催

福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員に対してオンラインによる研修会を6回開催し、550名(招待者を含む)が受講した。

また、第1回及び第4回研修会では、福祉住環境コーディネーター検定試験合格者の中で、本研修会に申込された166名を招待し、本会の案内と入会促進を図る機会とした。

講師:勝田 由美子氏(本会 理事)

開催日	内容	参加者	招待者
第1回 令和6年9月 25日(水)	アセスメント(情報収集)の大切さ！ 住環境整備の理解、ICF の基礎、etc.	67名	79名
第2回 令和6年 10月 30日(水)	アセスメント/プランニングに必要な建築知識！ 建築構造。尺貫法、図面の基本、図面の書き方、建築基準法、etc.	96名	—
第3回 令和6年 11月 20日(水)	人の動きを理解し、アセスメント(情報分析)から プランニングに活かす！ バイオメカニクス、基本セオリーの理解、etc.	64名	—
第4回 令和6年 12月 18日(水)	ICF の考え方を生かしたアセスメントとは！ 事例をもとに現場で生かす ICF、etc.	46名	87名
第5回 令和7年1月 16日(木)	認知症のための住環境整備！ 事例を基に認知症の住環境整備を考える、etc.	60名	—
第6回 令和7年2月 19日(水)	知っておくと便利な知識！ リスクマネジメント、疾患別住環境整備のポイント、etc.	51名	—

(6) 動画配信サービスやオンライン研修会・商品説明会等の開催

令和7年3月に福祉用具サービスハンドブック評価スケール編の動画配信を開始する。

講師:横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 渡邊 慎一氏
(ハンドブック監修者)

(7) 福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の普及・開催

現任者を対象に、より専門的な知識及び経験を有する福祉用具専門相談員の育成を目的とする更新研修を2回開催し31名が受講した。(累計26回:488名)

開催日	会場	参加者
第1回 令和6年7月 18日(木)～20日(土)	オンライン	18名
第2回 令和6年11月 21日(木)～23日(土)	オンライン	13名

(8) ハンドル形電動車椅子の安全利用講習会の開催

令和2年度に実施した老健事業「ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業」に基づく安全利用講習会を5回開催し、89名が受講した。

開催日	ブロック名	会場	参加人数
令和6年9月 19日(木)	兵庫県	一般財団法人JASPEC	16名
令和6年 11月 21日(木)	三重県	津市芸濃総合文化センター	20名
令和7年2月 27日(木)	岩手県	ふれあいランド岩手	18名
令和7年2月 28日(金)	青森県	青森市はまなす会館	12名
令和7年3月 21日(金)	愛知県	アデリア総合体育文化センター	23名

(9) 福祉用具サービス計画作成SV(スーパーバイザー)養成研修の開催

「福祉用具サービス計画」の指導を担うスーパーバイザー(福祉用具専門相談員)の養成研修を2回開催し29名が受講した。

開催日	エリア	会場	参加人数
令和6年 11月6日(水)、 11月8日(金)	大阪府	パラマウントベッド株式会社 大阪支店	9名
令和7年1月 29日(水)、 1月 31日(金)	東京都	パラマウントケアサービス株式会社 本社	20名

(10) 介護サービス情報の公表に対応する必要な研修等の開催

事業者に求められている認知症やプライバシーの保護の取り組み等に関するストリーミング配信による研修会を開催し47名が受講した。

(11) スキルアップセミナー・タウンミーティングの開催支援

主にFJC会員を対象としたタウンミーティングの開催を支援した。

日時:令和6年9月 21日(土)

場所:オンライン

内容:人生を幸せに仕上げる「家」「暮らし」の条件について

講師:慶應義塾大学名誉教授 / (一社)住宅・建築 SDGs推進センター理事長

伊香賀 俊治氏

実施主体:高槻福祉住環境コーディネーター連絡協議会

(12) 各種認定研修の開催支援

福祉用具プランナー更新にあたって認定研修に位置付けられている「リフトリーダー養成研修」について、各ブロックにおける開催を支援した。(4回開催:受講者数合計 113名)

講師: 市川 淳氏(福祉技術研究所株式会社 代表取締役)

開催日	ブロック名	会場	参加人数
令和6年7月 18日(木)～19日(金)	宮城県	株式会社ジー・シー・アイ本社会議室	30名
令和7年2月4日(火)～5日(水)	神奈川県	ウイリング横浜	26名
令和7年2月 12日(水)～13日(木)	滋賀県	滋賀県立長寿社会福祉センター	30名

講師: 竹内 久美氏(熊本託麻台リハビリテーション病院)

開催日	ブロック名	会場	参加者数
令和6年 10月 19日(土)～20日(日)	熊本県	熊本県総合福祉センター	27名

(13) 専門職に向けた福祉用具専門研修会の運営協力

福祉用具貸与・販売の選択制において各専門職が行うべき業務内容や福祉用具選定のためのガイドラインについて、保健・医療・福祉分野に従事する職員全般を対象に、福岡市介護実習普及センターが主催する研修会が開催され 33名が受講した。本会はこの開催にあたって運営協力を行った。

日時:令和6年7月 23日(火)

場所:福岡市民福祉プラザ

内容:2024年度福祉用具に関する制度改定

～貸与と販売の選択制と福祉用具選定のためのガイドラインについて～

講師:横浜市総合リハビリテーションセンター副センター長 渡邊 慎一 氏(本会 理事)

実施主体:福岡市介護実習普及センター

(14) ブロック主催各種研修会の開催支援

ブロック主催で行なう各種研修会の開催支援を行った。

別紙 令和6年度ふくせんブロック活動実績一覧参照

*令和6年度 ふくせん関係研修会の実績 50 研修会・3,518名参加

4. 会員、組織に関する活動

(1) 会員増強活動

前年度の新規入会者数に比例したブロック活動費の増額を行った。

(2) 各ブロックの運営支援

各地域の会員交流や各種研修会等ブロック活動の開催支援を行った。

(3) ふくせんレポートの発行

ふくせんレポート通常版を3回・号外版を1回発行した。

発行日	通常版	内容
令和6年4月 23 日(火)	第 18 号	<ul style="list-style-type: none">・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議・ブロック活動報告・バリアフリー2024／福祉用具専門相談員研究大会
令和6年8月 19 日(月)	第 19 号	<ul style="list-style-type: none">・令和6年度定時社員総会・第5回福祉用具専門相談員研究大会・バリアフリー2024 ふくせんセミナー・本部活動報告
令和6年 10 月 8 日(火)	号外	<ul style="list-style-type: none">・国際福祉機器展 H.C.R.2024 速報・福祉用具議員懇話会視察
令和6年 12 月 20 日(金)	第 20 号	<ul style="list-style-type: none">・国際福祉機器展 H.C.R.2024 ふくせんセミナー・令和6年度上期ブロック活動報告

5. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

(国に対する政策提言に関する活動)

国際福祉機器展 H.C.R.2024 に来場された公明党福祉用具議員懇話会所属の国会議員視察団を賛助会員出展ブースへ案内するとともに、制度改正等に関する意見交換を実施した。

6. 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の実施

ホームページで対象となる研修を公表し、現在 29 件の研修を認証している。令和6年度は、新規登録者2名、登録者総数は 238 名となっている。なお、今後の研修ポイント制度のあり方については関係者の方々と協議を重ね、厚労省とも調整を行い、廃止することとした。

7. 広報に関する活動

(1) ホームページ

厚生労働省が発する福祉用具にかかる重大製品事故に関する情報や各種事務連絡、本会や各ブロックが開催する研修会、福祉用具専門相談員指定講習会の開催案内に関する情報発信を行った。

(2) メールマガジン

会員限定サービスとして、介護保険最新情報や各種研修会の案内等についてお知らせメールを令和6年度 233 本配信した。

(3) ふくせんチャンネル

賛助会員が作成している商品説明等の動画を令和6年度 23 社 123 本配信した。

チャンネル登録者数 882 名、開設時からの総再生数は約 5.7 万回。

(4) バリアフリー展 2024へのブース出展と特別講演の開催

日時:令和6年4月 17 日(水)~19 日(金)

内容:ふくせん特別講演

「令和6年度介護報酬改定にともなう貸与・販売の選択制導入と福祉用具の選定の判断基準の見直しにかかる老健事業報告」

講師:厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官 内田 正剛氏
横浜市総合リハビリテーションセンター副センター長 渡邊 慎一氏(本会理事)

(5) 国際福祉機器展 H.C.R. 2024へのブース出展とシンポジウムの開催

日時:令和6年 10 月 2 日(水)~4 日(金)

内容:ふくせんシンポジウム

「福祉用具貸与・販売の選択制 実際の事例を通じて紐解く、PDCA の適切な実践と福祉用具専門相談員に期待される役割」

講師:国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授 東畠 弘子氏(本会理事)
横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 渡邊 慎一氏(本会理事)

(6) 「アセスメント・モニタリング時の ADL・身体状況にかかる調査項目及び評価等の解説集」の制作および配布

東京都民共済生活協同組合、全国労働者共済生活協同組合連合会からの助成金をもとに、「アセスメント・モニタリング時の ADL・身体状況にかかる調査項目及び評価等の解説集」を制作し、全会員に配布した。

8. 調査に関する活動

(1) 令和6年度厚生労働省老健事業への取り組み

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」

(令和6年度 老人健康増進等事業:補助金 17,200 千円)

令和5年度の本会老健事業において、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの各科目における目的、到達目標、内容等の見直しを行った。

令和6年度においては、見直した指定講習カリキュラムが適切に実施されるよう、有識者による検討会と講師経験者による作業部会を開催し、講義内容の標準化及び均質化を図るための福祉用具専門相談員指定講習指導要領と動画コンテンツ等のツール作成に取り組むとともに、令和6年度介護報酬改定の内容を踏まえた福祉用具サービス計画作成ガイドラインを作成した。

また、各都道府県担当者と指定講習実施者を対象とした説明会を令和7年2月 28 日に開催し、その結果等について取りまとめを行った。

(2) **世田谷区福祉用具訪問調査への協力**

適正化事業として行っている福祉用具販売にかかる訪問調査において、本会正会員が調査員として区担当者が行う指導・助言への補助を行っており、令和6年度は2件の協力を行った。

令和6年度ふくせんブロック活動実績一覧

開催日	開催B	内容(研修・イベント名)	参加者数
2024年	4月12日	広島県 介護保険制度改定説明会～実務上のQ&Aを踏まえて～	72
	4月28・29日	岡山県 介護サービス博覧会中四国 人口減少・高齢化社会を明るく生き抜くヒントを見つけよう(共催)	-
	5月29日	三重県 「自立・介護を考え住みよい家 QOL 向上を意識して」	13
	7月18・19日	宮城県 リフトリーダー養成研修	30
	7月23日	福岡県 令和6年度福岡市介護実習普及センター主催 専門職のための福祉用具専門研修「2024年度福祉用具に関する制度改定～貸与と販売の選択制と福祉用具選定のためのガイドラインについて～」	80
	8月23日	神奈川県 「介護保険における福祉用具貸与・販売の選択制実施」～福祉用具専門相談員による計画書作成を考える～	26
	9月4日	東京都 「モニタリングと貸与・販売の選択制」～ 福祉用具専門相談員による本来のモニタリングを考える～	24
	9月19日	富山県 「介護フェスin富山2024」(展示＆講演・研修) 法改正のその後～多職種連携の強化に向けて～	70
	9月19日	兵庫県 ハンドル形電動車椅子安全利用のための研修会	16
	10月9日	茨城県 茨城県ひたちなか市介護支援専門員集団指導 「令和6年度介護報酬改定～福祉用具の貸与と販売の選択制について～」	68
	10月9日	三重県 若手相談員向け研修会(主催:日福協,ふくせん後援)	22
	10月19・20日	熊本県 リフトリーダー養成研修	27
	11月21日	三重県 ハンドル形電動車椅子安全利用のための研修会	20
	12月11日	京都府 福祉用具勉強会 徘徊感知器に関する勉強会	26
	12月16日	京都府 他職種合同事例検討会(CM・OT・福祉用具専門相談員) 築100年の京町屋で暮らす進行性難病の男性	13
2025年	2月4・5日	神奈川県 リフトリーダー養成研修	26
	2月12・13日	滋賀県 リフトリーダー養成研修	30
	2月18日	東京都 福祉用具のリスクマネジメント (福祉用具による事故事例や、関連する裁判例などを含めて)	21
	2月27日	岩手県 ハンドル形電動車椅子安全利用のための研修会	18
	2月28日	青森県 ハンドル形電動車椅子安全利用のための研修会	12
	3月4日	東京都 「モニタリングと貸与・販売の選択制」～ 福祉用具専門相談員による本来のモニタリングを考える～	21
	3月21日	愛知県 ハンドル形電動車椅子安全利用のための研修会	23

2025年3月31日現在

ア) 不祥事の概要

不祥事案の発生とその概要

令和6年度ふくせんブロックにおいて次の2件の不祥事の発生が確認された。

1. ブロック資金着服事案

概要

- ・発覚日: 2025年3月31日
- ・発生場所: 某県ブロック
- ・被害額: 380,000円（全額返金済）
- ・当事者: 某県ブロック会計担当社員（A社所属、2025年3月31日付ふくせん退会）
- ・発覚経緯: A社内部調査で不明瞭な金銭の流れを確認し、本人より2年前からふくせんブロック資金の詐取を行ったと自供
 - ・2025年3月31日 A社社長よりふくせん本部事務局へ連絡。
 - ・ふくせん本部事務局は通帳の写しで返金を確認し、過去のブロック活動報告書類との突合により通帳の写しに改ざんがあった事を把握した。
 - ・A社より退会届・内部処分報告書を受領
- ・現状: 当該会計担当社員はA社内にて処分検討。詐取金は本人よりブロック口座へ全額返金済。ふくせん本部事務局にて残高確認済

調査結果

- ・過去2年分の通帳の写しが改ざんされており、提出書類の整合性チェックのみでは不正を検知できなかった。
- ・ブロック会計担当者とブロック長の連携は密にとれていたようだが、ふくせん本部事務局への提出書類同様に通帳の現物ではなく通帳の写しの資料での確認であったため、改ざんを発見できなかった。

2. 不同意わいせつ容疑に関する事案

2024年5月、某県ブロック所属の会員より、同ブロックの元役員が不同意わいせつ容疑により逮捕された件について、新聞報道とともにふくせん本部事務局へ一報があった。

当該人物は、昨年度の会費を納入しており、会員資格を継続中であるが、2025年の会費納入状況は未納となっている。なお、現時点では控訴中であることが確認されている。

イ) 監事からの報告書

報告書

令和7年5月20日

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
理事会 御中

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

監事 井澤 わかな



一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会(以下「本会」という)の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度に判明した問題点につき、理事会が業務執行の決定を行う機関であることを踏まえ(定款37条1号)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律100条に基づき、理事会に対して次のとおり報告をする。

なお、本書は令和7年5月14日付当職署名・押印の監査報告書(以下「本年監査報告書」という)とは一体としない。

第1. 本書作成の契機

1. 本年監査報告書において、当職は会計監査につき「限定付適正意見」、業務執行につき「適正意見」を出した。

しかし、後述の問題点を踏まえ、会計監査については「意見不表明」、業務執行については「限定付適正意見」が適切との考えを持っていた。仮にいずれも「限定付適正意見」とするにしても、別紙に以下の意見を付す予定であった。

別紙予定文言：令和7年3月4日の理事会後、通期監査前に某ブロックにおいて不適正会計があったことが判明した。ブロック会計の正確性・適法性確認(例：全ブロックの通帳の取引明細を入手・精査)、今後の適正化を図るための対応とブロックへの周知、役員・会員の不祥事防止に向けた啓発・発覚時の対応ルール作り(例：懲戒規程の整備)など、執行部・事務局で適切と考える措置を講じていくことを求めた。同措置が不適切、不十分と考える内容で推移するようであれば、監事はその職責として、改善の申入れを行い続けると共に、事案によっては監事自ら告訴ないし告発など、より直截的な手段を選択することも検討すべきと思料する。

2. 上記のような考えであったにもかかわらず、本年監査報告書に別紙添付をせず、理事会への本書提出を選択した理由は、次の2点である。

(1) 理由1

本会は老人保健健康増進等事業(以下単に「老健事業」という)で補助金を受けているところ、別紙のような提出書類が必要ということに鑑みると、「意見不表明」

や別紙が提出されると、老健事業の補助金を受けられない可能性がある。

業務執行の決定を行う理事会の構成員が問題点の把握・審議も未了の段階で、当職の監査意見や別紙の内容だけで来年度以降の補助金申請却下の事態を招くことは、あまりに本会にとっての不利益が大きいと考えた。

(2) 理由 2

後述の問題点 1 の情報を得たことから、正副理事長会議とその後のメールにて懲戒規程等の整備が必要ではないかと指摘していた(R7.2.21、同年 3.4)。

更に、前回の理事会後に問題点 2 が発覚、監事両名への連絡(R7.4.1)、事務局からミーティング要請、監事両名は事務局から顛末の報告を受けた(R7.4.11)。

翌 4 月 12 日、当職の考え方や要望をメール送信、適宜関係者に共有を求めていたが、副理事長両名に情報共有していないことが通期監査で判明した。

ミーティングでの事務局の顛末説明のニュアンスと情報共有先選定から「金銭が戻れば業務上横領は解決済」「行為者は自主退会して本会と関わりなくなったので良し」「本会に会費を支払い加入してくれている会員に懲戒規程が必要か」「規程整備も運用も判断に迷うし大変である」との本音が透けた。

発覚した問題は、いずれも刑法で明定されている長期も長い重めの犯罪であるにもかかわらず、事態を軽視している印象を持たざるを得なかった。

第 2. 監査の過程で判明した問題点

1. 本報告の目的は個人攻撃ではなく、本会の組織的課題と考える点の指摘にあり、当職からは個人を特定しうる情報の提供は控える。

(1) 問題点 1

SV 名簿登載者が不同意わいせつ罪で起訴されたらしいという情報を得た(注意: 被告人は有罪判決が確定するまで無罪推定が働く)

(2) 問題点 2

某ブロックにおいて、通帳残高に対する業務上横領、提出疎明資料たる通帳のコピーが改ざんされていた(私文書変造及び同行使)

2. 問題点 1、問題点 2 に共通すること

両件に共通するのは、次の点である。

- (1) 福祉用具専門相談員としてのスキルが高く、本会の事業活動(ブロック活動)に深く関与してきたはずの SV 名簿登録者やブロック会計担当者の行為であった。
- (2) いずれも刑法上明定された犯罪行為の上、長期も 10 年(問題点 2 は併合罪で 15 年)の犯罪である(参照長期: 侮辱罪 1 年、名誉毀損罪や業務妨害罪は 3 年)。

3. 問題点 1 と当職の意見

- (1) 逮捕時の情報では、被疑事実は福祉用具専門相談員としての業務外の、別事業

での業務中の行為ではあった。

- (2) しかし、福祉用具専門相談員は、業務上利用者の自宅を訪問、福祉用具選定等にあたり利用者の身体に触れることがある。

起訴された犯罪は性犯罪であり、有罪確定するようであれば、本会として適正な処分が必要であろうが、その根拠となるルールが整備されていない(定款に除名しかなく、内規は存在しない)。

- (3) まさに老健事業で指定講習カリキュラムの見直し案が出されている、職業倫理科目も1時間含まれているが、SVのような上位資格者においては、スキル向上だけでなく、倫理面涵養に資するための継続的取組が不可欠。
- (4) 当職含む役員やブロック長のようにHP上で本会の関係者として名前が容易に検索できる者が行為者たる内外での問題発覚時の影響は大きく、その倫理面涵養に資する規程の整備が必要。

4. 問題点2と当職の意見

- (1) 前述のとおり、横領金額は任意に戻され、同会員は自主退会という形となったとの顛末報告を受けた。
- (2) 本部への会計疎明資料自体が改ざんされていたため、問題点2は、監査の過程で判明したのではなく、就業先での横領発覚が端緒であった。即ち、提出資料は疎明資料足り得ないと指摘していたブロックでなく、資料自体は提出されていたブロックでの不適切会計(横領・改ざん)であった。

そうなると、過去年度の監査報告の適正意見が誤っている可能性があり、本年度末の通帳残高さえ合っていればよいというレベルの問題ではない。

そのため、事務局には、全ブロックの過去の取引明細の確認が必要と指摘している。この確認がとれない限り、次年度会計監査は、意見不表明も選択肢になるとの考えである。

- (3) 確かに、どれだけ本部の監督や監査を厳しくしても、本気で横領をする人物を止めることは出来ない。しかし、本会とブロック活動にコミットしていたはずの人物に犯罪行為を許し退会に至らしめた下地は、本部の遠慮がちな監督、本部とブロックの関係性／事務局の負担に忖度していた当職の不十分な監査に一因があるといつても過言ではない。

第3. 今回の事態を踏まえてのまとめ

1. 本書にて指摘した2つの問題点及び同問題に対する対応に関し、各理事において個々様々な意見があるものと思料する。
2. 付言すると、問題点2について、自主的な被害弁償と会員の自主退会という形の幕引きによる決着がなされた顛末報告を許容、告訴ないし告発までは行わない判断

をしたのは、次の理由からである。

- (1) 監査の過程で判明したわけではなく、当職に事態の隠匿・隠ぺいも可能だった。
しかし、事務局に判明直後に監事両名へ報告があり、今後の内部統制の適切化、強化は一応期待できると考えた。
- (2) 被害弁償がなされ、現行の内規上選択した措置として、必ずしも不当とまでは言えないと考えた。

3. 今後について

- (1) どのような会計監査対応をする人物を選ぶかは、理事会の業務執行の方向性と密接不可分であるところ、より厳格・ドライに会計監査する人物を据えるべきであるというご意見から、老健事業のためにも会計監査がどのようなものでも適正意見を出す人物が必要だというご意見まで、各理事のご意見はおそらく分かれるものと思料する。
- (2) 当職の3年間の会計監査が緩すぎたことは自認するところであるため、来年は役員改選のタイミングということを踏まえ、会計主担当の監事の人選に関して、適宜事務局に忌憚ないご意見を出して頂ければ幸いである。

以上

エラーチェック

金額等を関数でチェックする表ですので、確認のご参考としてください。

ただし、全てを網羅しているものではないので、別途提示している作成要領等を必ず参考にして最終確認をすること。

	金額	正常
(1) 録文の記載	日付	正常
	空欄	正常
(3) 国庫補助協議(応募)額調書		正常
(4) 法人の概況書		正常
(5) 許約書	空欄	正常
	日付	正常

提出物チェック

提出書類	
<input checked="" type="checkbox"/>	令和7年度歳入歳出（収入支出）予算書抄本
<input checked="" type="checkbox"/>	役員名簿
<input checked="" type="checkbox"/>	定款、寄附行為又はこれらに相当する規則等
<input checked="" type="checkbox"/>	事業実績報告書
<input checked="" type="checkbox"/>	財務諸表・貸借対照表
<input checked="" type="checkbox"/>	財務諸表・収支計画書
<input checked="" type="checkbox"/>	財務諸表・財産目録
<input checked="" type="checkbox"/>	財務諸表・正味財産増減計画書
<input checked="" type="checkbox"/>	監事等による監査結果報告書
<input checked="" type="checkbox"/>	事業実績報告書

※全て資料を上記順番でひとつのPDFにまとめて提出すること。提出の際のファイル名は「03.【団体名】財務諸表」とすること。

※複数テーマの申請を行う場合でも上記書類は1部ずつで差し支えない

※いずれも任意様式で差し支えない

ウ) 対応策について

対応策について

1. ブロック会計の管理についての現状と対応策

- 現状：・各ブロックの年度末の通帳の写しを微取しているが、本部事務局の締切日までに提出されないブロックが散見され、残高突合作業が不正確
・ブロック事務局毎の構成人数の違いにより、ブロックの負担に軽重がある。
・オンライン（紙ベース）運用による突合作業時間の長時間化、突合作業の正確性の確保が難しい。

対応策：スケジュール（案）

- 2025年7月 ブロック長、会計担当者と本部事務局との会議を開催
(各ブロックの通帳の3年間分の取引明細書の取得を指示等)
(ブロック規程見直し案の提示「会計管理等」)
- 2025年9月 ブロック通帳の3年分の取引明細書を取得、精査
- 2025年11月 上期監査にて本部会計監査、ブロック会計対応の進捗確認
- 2025年12月 ブロックへ今年度の報告準備要請
- 2026年2月 正副理事長会議にて進捗報告
- 2026年3月 理事会にて会員倫理問題処分規程の制定
ブロック会計報告

中長期的対応策：監査体制の整備の検討
オンライン取引の導入検討

2. 不同意わいせつ問題に対する対応策

- ・会員倫理問題処分規程の整備及び周知、徹底

エ) 会員倫理問題処分規程の整備について

ふくせん 会員倫理問題処分規程の整備について（案）

1. これまで、全国福祉用具専門相談員協会（以下「ふくせん」という。）は質の高い福祉用具サービスの提供を実現するために、厚労省の老健事業の実施や現任者向けの福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）の開発をはじめ様々な研究、研修等を行い、一般社団法人として国民の信頼を得ながら福祉用具専門相談員全体のレベル向上を目指してきたところである。
2. しかしながら近年、ふくせんの会員がセクハラで世間を騒がせる事案やブロック会計の不正流用事案等、ややもすると、ふくせんの信頼に傷がつく恐れのある事案が発生したところである。これらの対応としては、現在は定款第13条によって、「本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合」等の「除名」規定は存在するが、これより軽微な事案については何らの対応規定が存在しない。
3. こうしたことから、ふくせんへの信頼を一層確保し、ふくせん会員の襟を正す観点からも、ふくせんとしての「倫理問題の処分に関する規程」を整備しようと考える。なお、規程（案）の作成に当たっては、より実施可能性が高いと考えられる「〇Ｔ協会」の「倫理問題の処理に関する規程」等を参考としたい。（参考1参照）
4. なお、〇Ｔ協会の定款において、目的の一つとして、「〇Ｔの人格の陶冶に努めること」、を挙げており、その上で、「会員が定款、規程等に違反した場合、会の名誉を傷つけた場合等は、総会の議決で除名できる」としており、「定款の施行に必要な規程等は、理事会の議決の上で理事長が定める」こととなっている。
本会においても同様、定款上「福祉用専門相談員の職業倫理の確立し、社会的地位の向上に努めることを目的とする」ことが定められ、また、同第56条において「この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が別に定める」こととなっていることから、定款の改正を行うことなく、本規程を整備することを考えている。
5. 本規程は、今年度中に理事会の議決を経て、来年度の役員改選理事会において倫理委員会委員の選任を行い、実質的な制度スタートとすることを想定している。
(参考2参照)

(参考1) OT協会の「倫理問題の処理に関する規程」等の規定内容（概略）

- ア 事案が発生した場合においては、会員から報告を求めることなく、何らかの方法（各県士会、職場等からの申し出等）でOT協会が知りえた倫理問題を対象としている。
- イ 処分の対象は、PT, OT法の欠格条項と同様に、罰金以上の刑、PT, OTの業務に関して犯罪又は不正の行為、麻薬等の中毒者、また、倫理綱領等違反行為、OT協会の名誉棄損行為等としている
- ウ 処分の種類は、除名（復会不可）、退会（3年後復会可能）、けん責（始末書提出）、戒告としている。（ただし、口頭注意も規定には含まれるが、処分の対象とはしていない）
- エ 処分の決定は倫理委員会の上申を受けて、理事会が決定する。ただし、除名は定款により社員総会の決議により行う
- オ 処分の執行は会長が行う
- カ 処分内容に不服がある場合、不服申請が行える。
- キ 決定された処分の結果と内容、会員名は各都道府県OT協会に通知する

* OT協会は、会員が関与する倫理問題（不祥事案）に対する処理について的一般的な取り決めを「倫理問題処理規程」で規定し、処分の種類等は「会員の処分の種類規程」で規定し、倫理委員会の委員選任や実際の倫理問題の処理業務（処理方針の決定等）は「倫理委員会規程」で規定している。また、不服申請の処理については「不服申請調査委員会規程」で規定している。

(参考2：スケジュール感)

- * 2025/5の理事会までは、上記の考え方のみを説明（規程案の提示は行わない）
- * 2026/3の理事会で規程の議決
- * 2026/6の総会後の役員選任を行う理事会で、委員の選任、委員長の指名
- * 委員長の指名後、事案処理の受け皿としての倫理委員会の体制スタート

2. 令和7年度收支予算

報告資料

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
会員料金和7年4月1日至7年3月31日
会員料金和7年4月1日至8年3月31日

項目	算式	配号	令和7年度通常予算(4~3月)						備考(主な計上根據)	
			自主事業			助成事業				
			(A) 一般 (授業)	(B) SV 更新研修 (ふくせん)	(C) 研修ドイ ント 研修研修 (けんしゅうけん) 主事業 合計(A)	(D) 生協 世田谷 助成事業 合計(C)	(E) 老健 世田谷 助成事業 合計(C)	(F) セイタガ 助成事業 合計(C)		
1 A	正金員会費收入	16,320,000	0	0	0	0	0	0	令和7年1月末正金員会費246名(うち金員会674名)+69名=2,306名	
2 B	FJC会員会費收入	4,610,000	0	0	0	0	0	0	4,610,000 令和7年1月末FJC会員会費441名+20名=461名	
3 C	A+B	20,930,000	0	0	0	0	0	0	20,930,000 令和6年受講予測114口より3口増加 117口	
4 D	正金員会費收入	11,700,000	0	0	0	0	0	0	11,700,000 令和6年受講予測114口より3口増加 117口	
5 E	助成事業合計	32,630,000	0	0	0	0	0	0	32,630,000	
6 F	PT制度初期整備料	0	0	0	0	0	0	0	0 令和6年受講予測より ④15,400×2件	
7 G	世田谷助成事業收入	110,000	0	0	0	0	0	0	110,000 令和6年受講予測より	
8 H	普教研究等事業收入	350,000	0	0	0	0	0	0	350,000 令和6年受講予測会員登録料1名×3回=45名 @16,000円×45名=720,000円	
9 I	職員料・他外長助成事業会員收入	542,125	920,000	150,000	1,612,125	0	0	0	542,125 令和6年受講予測会員登録料1名×3回=45名 @16,000円×45名=720,000円	
10 J	研修事業収入	542,125	920,000	150,000	1,612,125	0	0	0	542,125 令和6年受講予測会員登録料1名×3回=45名 @16,000円×45名=720,000円	
当期収入の部	11 K	研修活動事業収入	2,500,000	0	0	2,500,000	0	0	2,500,000 プロックでの研修会員受講料等独自収入(令和6年度実績より)	
	12 L	厚生省助成金事業収入	0	0	0	0	0	0	0 15,000,000 令和6年受助助成金17,200,000円	
	13 M	消費生活協同組合助成金	0	0	0	0	0	0	0 3,000,000 令和7年受助助成金3,000,000円	
	14 N	事業収入合計	10,000	0	0	10,000	0	0	10,000	
	15 O	当期収入合計	38,142,125	920,000	150,000	37,212,125	0	0	55,242,925	

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
令和7年度収支予算
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

II支出の部

項目	記号	算式	令和7年度過期予算(4~3月)						備考	
			自主事業		研修ポイント事業		助成事業			
			(A) 更新研修 (ふくせん 認定)	S/V	自主事業 合計(A)	研修ポイント 事業合計(B)	老健事業	生活事業	助成事業 合計(C)	
1		資金(人件費)	0	0	0	0	299,000	202,000	0	501,000 派遣職員給与
2		差旅費・入賞	30,000	70,000	0	100,000	0	0	0	100,000 派遣職員給与
3		プロダクト活動費支出	2,400,000	0	0	2,400,000	0	0	0	2,400,000 ブロック活動費、ブロックでの研修会支出等(令和5年度実績より)
4		調査研究費	100,000	0	0	100,000	0	0	0	100,000 協会独自調査研究事業分
5		広報活動費	2,900,000	0	0	2,900,000	0	0	0	2,900,000 ふくせんルポート・HPなど情報発信費
6		旅費交通費	2,500,000	130,000	0	2,630,000	0	655,000	120,000	0
7		P制度委員会の設置・開催	0	0	0	0	0	0	0	775,000 理事会、各種委員会、事務局旅費他
8		P制度改編に際する業務	0	0	0	0	0	0	0	0
9		P制度改定金・交付改參	0	0	0	0	0	0	0	0
10		通費・運賃費	1,400,000	10,000	2,000	1,412,000	0	1,386,000	75,000	0
11		事務消耗品費	120,000	10,000	1,000	131,000	0	42,000	15,000	0
12		印刷製本費	855,000	30,000	10,000	895,000	0	1,893,000	1,800,000	0
13		会議費	400,000	150,000	80,000	630,000	0	10,000	0	0
14		使用料・賃借料	0	0	0	0	0	721,000	198,000	0
15		諸助金	700,000	400,000	55,000	1,155,000	0	475,000	270,000	0
16		委託費	17,415,000	110,000	0	17,525,000	0	7,200,000	300,000	0
17		雜費	10,000	10,000	2,000	22,000	0	0	10,000	0
18		維修保養	0	0	0	0	0	2,308,000	10,000	0
	②	事業費計	28,880,000	920,000	150,000	29,900,000	0	15,000,000	3,000,000	0
1		人件費	2,289,000	0	0	2,289,000	0	0	0	2,289,000 派遣職員給与
2		福利厚生費	270,000	0	0	270,000	0	0	0	270,000 福利厚生費
3		交際費	100,000	0	0	100,000	0	0	0	100,000 交際費
4		什器備品	0	0	0	0	0	0	0	0
5		消耗品費	180,000	0	0	180,000	0	0	0	180,000 消耗品費等
6		水道光熱費	180,000	0	0	180,000	0	0	0	180,000 水道・光熱費
7		賃料費	1,759,992	0	0	1,759,992	0	0	0	1,759,992 賃料・会員料(更新費あり)
8		リース代	1,192,350	0	0	1,182,350	0	0	0	1,182,350 代(1,6,280円×3か月=231,980円 増PC19,000円×10か月)
9		租税公課	81,000	0	0	81,000	0	0	0	0
10		雜費	950,000	0	0	950,000	0	0	0	950,000 PC等入替事業料(550,000円)、搬入手数料、他団体年会費等
振	①	管理費計	7,002,342	0	0	7,002,342	0	0	0	7,002,342
1		会計監査料	0	0	0	0	0	0	0	0
2		輸入金支出計	④	①-②-③-④	309,783	0	0	308,783	0	0
3		予備費	⑤	②+③+④+⑤	36,142,125	920,000	150,000	37,212,125	0	0
4		当期支出合計	⑥	②+③+④+⑤	0	0	0	0	0	55,242,325
5		収支差額	⑦	①-⑥	0	0	0	0	0	0
6		前期繰越額	⑧	40,254,281	688,618	612,946	41,555,845	0	0	41,555,845
7		次期繰越額	⑨	⑦+⑧	40,254,281	688,618	612,946	41,555,845	0	0

3. 令和7年度事業計画

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 令和7年度事業計画

I 基本方針

人口減少と高齢化が進行し、介護労働力の不足と現行の社会保障制度の維持が困難となることが顕著となると言われる2040年問題を見据えて、令和7年度厚労省予算(案)においては「限りある資源を有効に活用しながら質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保する」としている。また、包括的支援事業においては多職種協働による医療・介護の一体的提供や地域ケア会議の開催により高齢者の社会参加、生活支援の充実を推進することとされている。

こうした中で、福祉用具を適切に提供するための福祉用具専門相談員の果たすべき役割は今後ますます高まることが見込まれることから、当会の会員増強を推進するとともに、会員の資質向上は喫緊かつ継続的な課題と考え、IIの事業実施計画に記載した調査・研究事業及び研修事業を着実に行うとともに、令和7年度は以下の事項について重点的に取り組むこととする。

(1) 会員の資質向上

令和6年度の介護保険制度改革において、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入されたことをはじめ、過去には具体的なサービス内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画の作成や貸与しようとする福祉用具の全国平均貸与価格の説明や機能や価格帯の異なる複数商品の提示等が義務化されるなど年々福祉用具専門相談員に対してその活動の質の向上とキャリアの蓄積が求められている。こうした環境の中で会員組織としての当会に求められる役割もこれと比例して重要性を増していることから、こうした期待に応えるために、調査・研究を確実に実施するとともに、会員の資質向上に資する研修事業の一層の充実を図る必要がある。

(2) 会員増強

社団法人の根幹である組織率の上昇と組織力強化に伴うブロック活動の活発化を図り、より多くの福祉用具専門相談員、住環境コーディネーターが当協会の提供するサービスを利用することができるようその環境整備を図る。そのための種々の方策について早急に検討し、実施する。

II 事業実施計画

1. 会員の資質向上

(1) 調査・研究事業

ア. 令和7年度厚生労働省老健事業の取組み

厚生労働省老人保健事業推進費等補助金の助成を受け、介護保険制度の改正状況や要介護高齢者の社会生活環境の変化等を踏まえ、福祉用具専門相談員の資質向上に向けた調査研究事業に取り組む。

イ.第6回福祉用具専門相談員研究大会の開催

福祉用具専門相談員が取り組んだ研究結果や好事例等の発表機会を提供することにより、福祉用具専門相談員の専門性向上への寄与と福祉用具専門相談員が職能として不断の成長を遂げていることを広く業界内外に発信する場として、令和7年6月19日（木）に「第6回福祉用具専門相談員研究大会（日本福祉用具供給協会共催）」を開催する。

ウ.世田谷区福祉用具訪問調査への協力

世田谷区が介護給付適正化事業として行っている福祉用具販売に係る訪問調査において、本会会員が調査員として随行し、区担当者が行う指導等について助言を行う活動を引き続き行う。

（2）研修事業

ア 研修ポイント制度の廃止と福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）及び介護サービスの情報公表インターネット研修の充実

研修ポイント制度は、福祉用具利用者や介護支援専門員がサービス選択する際の判断材料となるよう、また、福祉用具専門相談員が適切に評価される仕組みとして、2013年から福祉用具専門相談員の外部研修受講履歴をポイント換算しWEB公開してきた。しかしながら、近年、登録者数及びポイント申請数等は減少傾向が顕著であり、研修ポイント制度への予算投下に比べ、会員への還元効果が薄いことから、令和8年3月末までの経過期間を設けた上で研修ポイント制度を廃止し、当会の独自事業として実施している福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）及び介護サービスの情報公表インターネット研修の充実を図ることとする。 詳細な資料は別紙参照ください。

①福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）の開催

本会自らの研修会開催の増加や、関係団体等への開催の働きかけ、さらには会員への広報を強化する等により、全国的に研修修了者を増やし、3年ごとに介護保険制度の動向や最新の福祉用具の活用法などを学び、より専門性の高い知識を習得し、日々の実践に繋げることにより、福祉用具専門相談員の継続的な質の向上を図る。また、現在当会の自主事業として実施している当該研修を国の事業として制度化されるよう継続して関係者に働きかけを行う。

②介護サービス情報の公表に対応する研修会の開催

従来から事業所に求められている認知症やプライバシーの保護の取り組み等に関する研修科目に、令和3年度介護報酬改定で盛り込まれた感染症予防、非常災害時の対応、虐待防止に関する科目を追加してストリーミング配信形式の研修会を開催する。

イ.福祉用具サービス計画作成 SV（スーパーバイザー）養成研修の開催

「福祉用具サービス計画」の作成指導を担う福祉用具専門相談員（スーパーバイザー）の養成研修を開催するとともに、研修修了者に対するフォローアップ研修を実施する。

ウ.ハンドル形電動車椅子の安全利用講習会の開催

令和2年度老健事業において実施した「ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業」に基づいた安全利用講習会を開催する。

エ.スキルアップセミナー（住環境整備研修会）の実施

福祉住環境コーディネーターや福祉用具専門相談員に対して福祉住環境整備に関する研修会を開催する。

オ.高齢者虐待防止等に関する研修会の開催

近年、福祉サービス利用者の人権擁護、虐待防止が叫ばれ、介護保険制度においても令和3年度に義務化された高齢者虐待防止の推進や、令和6年度に見直しが行われた身体的拘束等の適正化の推進に関する研修会を開催する。

カ.動画配信サービスの実施

生協助成金で作成された福祉用具サービスハンドブックについての解説などを内容とする会員向け動画配信サービスを行う。

キ.ふくせんチャンネルによる最新の福祉用具に関する情報提供

ふくせんチャンネルにおいて、賛助会員が制作、提供する新商品等の最新の福祉用具に関する情報等の動画配信を行い、福祉用具の使用方法等についての福祉用具専門相談員の知識の拡充を図る。

2. 会員増強

(1) 本部事務局の事業

ア.ブロック活動費の交付方法の変更

ブロックが実施する研修会等の経費をブロック活動費として補助しているが、従来は、交付基本額（5万円）に会員の増加数に応じた追加額（1,000円/人）を付加してブロック活動費として交付している。これを、ブロックの規模（ブロックの会員数）や活動の内容等を考慮したものとし、ブロック活動の活性化を図る。併せてブロック活動費の交付を、原則としてブロックの活動計画に基づく概算払いとし、交付の早期化を図る。

イ.福祉用具プランナー認定講習との連携

公益財団法人テクノエイド協会が認定する福祉用具プランナー資格取得にあたり、福祉用具専門相談員更新講習（以下「更新研修」という。）修了者は何らかの優遇措置が取れないか、また、当該資格の更新の際に受講しなければならない研修・講習に更新講習を追加できないか等についてテクノエイド協会と調整を図る。

ウ.会員加入方法の改善（オンライン加入）等

現在、原則として FAX・郵送・メールでの入会申込としているが、「ふくせん」ホームページ上でのオンライン加入方法に移行することで、ふくせんへの入会手続きの簡略化を図る。

(2) ブロック支援事業

ア.ブロック活動費の交付

ブロック活動費の交付により、各ブロックが実施する会員の交流会や各種研修会等のブロック活動を支援する。

イ.新規ブロックの設立

ブロック未設立の 10 道県に対して、理事やブロック役員と協議しながらブロック設立に関する準備を順次進めていく。

ウ.タウンミーティングの開催支援

主に FJC 会員を対象に開催されるタウンミーティングの開催を支援する。

エ.各種研修の開催支援

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援するため、各ブロックが実施するリフトリーダー養成研修や各ブロックが独自に、あるいは他団体と合同で実施する研修会等を円滑に開催できるように支援する。

(3) 広報活動の強化

ア.ふくせんレポートの発行

当会の活動状況の他、介護保険制度の動向等に関する重要な情報、福祉住環境に関するテーマを取り上げる等紙面の充実を図り、年 3～4 回程度ふくせんレポートを発行し広報を強化する。

イ.ホームページによる情報発信

本会や各ブロックが開催する研修会をはじめ福祉用具専門相談員指定講習会の開催情報のほか、厚生労働省が発出する福祉用具に係る重大製品事故に関する情報や各種事務連絡に関する情報発信を行う。

ウ.お知らせメールによる情報発信

会員限定サービスとして、介護保険最新情報や各種研修会の案内等についてお知らせメールの配信を行う。

エ.バリアフリー展 2025への出展・イベント開催

令和7年4月16日から18日にかけてインテックス大阪を会場として開催されるバリアフリー展 2025への出展と同時に、福祉用具専門相談員向けのイベント（講演会等）を実施する。

オ.国際福祉機器展 H.C.R.2025への出展・イベント開催

令和7年10月8日から10日にかけて東京ビッグサイトで開催される国際福祉機器展(HCR) 2025への出展を行うのと同時に、福祉用具相談員向けのイベント（事例発表等）を実施する。

カ.10月1日「福祉用具の日」活動への協力

「福祉用具の日推進協議会」が、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である10月1日を「福祉用具の日」として全国的に展開している福祉用具の普及・啓発活動に協力する。

3. 定時社員総会の開催等

(1)定時社員総会の開催

令和7年6月20日（金）に定時社員総会を開催し、定款に定める必要な決議事項について審議を求める。

(2)理事会の開催

本会の適正な事業運営に資する業務執行の決定を行うため理事会を開催する。

第1回理事会は5月29日（木）に開催予定

(3)正副理事長会議の開催

理事会に諮る議案及び当会の運営にかかる重要事項などを協議するため正副理事長会議を必要に応じて開催する。

(4)ブロック長会議の開催

地域活動活性化のために他ブロックでの取り組み内容や好事例などの情報共有を図る場として、ブロック長会議を必要に応じて開催する。

(5)事務局体制の整備

ア.個人情報保護規程等の整備

「ふくせん」として、事業の円滑かつ安全な運営のため個人情報保護規程等を整備する。

イ.事務局員の増員

役員本社からの支援等により、4月から局員1名の増員を図る。

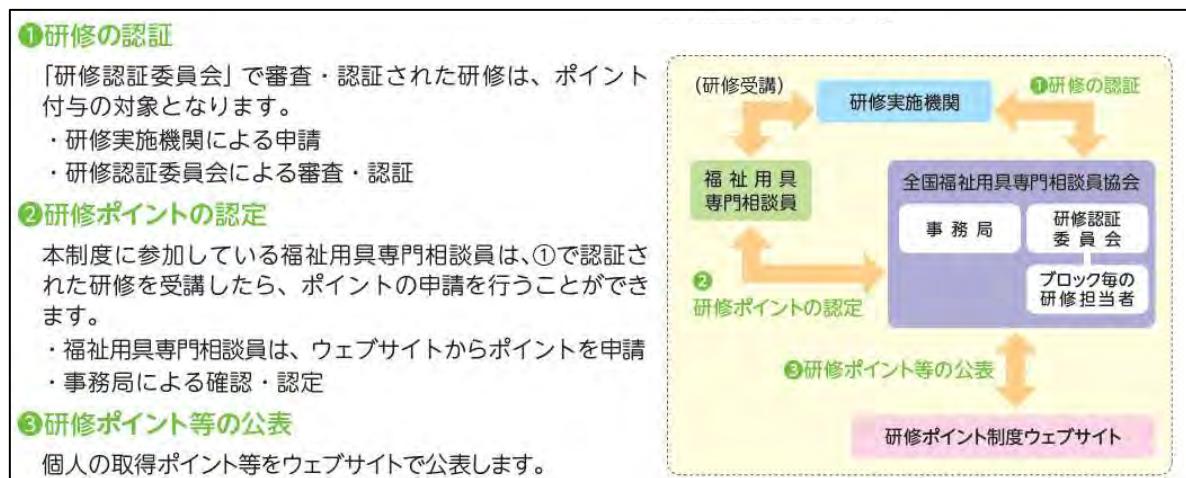
「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の状況報告と今後についての提案

令和7年2月7日

全国福祉用具専門相談員協会

1. 研修ポイント制度の概要

- 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」は、平成24年度老人保健事業推進費等補助金「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」により構築された制度で、2013年9月に開始された。
- 研修ポイント制度は、福祉用具専門相談員の外部研修受講履歴をポイント換算しウェブサイトに公開することで職種全体の資質向上を図るとともに、利用者や家族、介護支援専門員がサービス選択する際の判断材料として、福祉用具専門相談員が適切に評価される仕組みづくりを目的とした。
- ※研修ポイント制度の流れとウェブサイトの表示イメージは以下の通り



The screenshot shows the homepage of the 'Welfare Equipment Professional Consultant Training Points System'. The top navigation bar includes links for 'Home', 'About Us', 'Training Points System', 'Training Points Application Guide', 'Search by Name', and 'Logout'. The main banner features a cartoon illustration of a person in a wheelchair being assisted by another person, with the text 'The welfare equipment professional consultant who achieves high-quality services'. Below the banner, there are several informational boxes:

- What's New**: Information about the new feature 'Training Points Application Guide'.
- Training Points System**: A box for 'New Registration' and 'Training Points Application Guide'.
- Log In**: A box for 'Log In (My Page)' and 'Training Points Application Guide'.
- Information Boxes**: Updates about the addition of a 'Training Points Application Guide' and the launch of a 'Training Points Application Guide'.

The right side of the page displays the user profile of a 'Welfare Equipment Professional Consultant' (ID: 000000, Name: 109.5pt, Status: 23位 (83人中)). It also shows the total points (109.5pt), ranking (23位), and department (2位). There are also fields for telephone number and fax number.

- 研修ポイント制度の運営にあたり、年8回程度の認証委員会開催にかかる会議費約23万円、ウェブサイト維持管理費約3万円、合計約26万円の年間経費が発生している一方、年間収入は4千円程度である。

2. 研修ポイント制度の現状

(1) 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度登録とポイント申請の停滞

- 2024年10月時点、研修ポイント制度の登録者数は238名（福祉用具専門相談員の0.7%）
- 登録者238名のうち、初回登録以降一度もポイント申請をしていない者は97名
- 研修ポイント制度を活用している者は実質141名
- 登録者数は2014年をピークに下降の一途を辿り、現在は年間1～2名程度
- 141名が研修ポイントを申請した時期は2015年をピークに、2018年以降は減少傾向

福祉用具専門相談員の登録者数

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	計
人数	28	96	56	33	12	3	3	1	1	3	0	2	238

※2013年は9月から、2024年は10月までのデータ

福祉用具専門相談員の最終ポイント申請時期

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	計
人数	1	15	55	27	19	3	10	1	7	0	1	2	141

※2013年は9月から、2024年は10月までのデータ

(2) 研修実施機関の研修ポイント制度認証申請数の減少

- 2014年から2017年頃をピークに、近年は認証を申請する研修実施機関数、認証申請研修数ともに減少傾向
- 研修機関の研修ポイント制度認証は、外部研修を実施する一部の福祉用具関係団体と福祉用具メーカーに限られてきている傾向

研修機関からの認証申請研修機関数・認証申請研修数

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
認証申請研修機関数	41	43	39	58	53	31	20	6	20	16	17	7
認証申請研修数	214	264	165	246	191	144	122	11	35	59	89	29

※2013年は9月から、2024年は10月までのデータ

(3) 研修ポイント制度ウェブサイト閲覧数の停滞

- HP「福祉用具専門相談員をさがす」ページ閲覧数は月平均128件～147件と横ばい傾向
- 福祉用具専門相談員の実質登録者数141名に対してほぼ同数の閲覧数となっていることを踏まえると、利用者や家族、介護支援専門員によるサービス選択の判断材料として活用いただくまでの普及に及んでいない。

ふくせんHP「福祉用具専門相談員をさがす」ページ閲覧回数

年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月平均
2023年度 ページ閲覧数	101	82	100	140	100	163	131	156	199	146	124	98	128.3
2024年度 ページ閲覧数	94	121	189	106	171	104	202	161	141	184	/	/	147.3

※2024年は10月までのデータ

- 総じて、研修ポイント制度は開始当初に比べ、福祉用具専門相談員はじめ利用者・家族及び介護支援専門員等の活用が停滞しており、費用対効果の面においては厳しい状況にある。

3. 研修ポイント制度停滞の考えられる要因

福祉用具専門相談員の研修ポイント登録者数の減少及び研修実施機関の認証申請数の減少について、ここ数年の介護保険制度改革等による福祉用具サービスを取り巻く外部環境の変化に起因する要因として、以下のように考えます。

（1） 福祉用具貸与事業所の事業所内部研修体制強化

○令和3年度介護報酬改定による研修実施の追加

福祉用具貸与事業所には、あらたに感染症の予防及びまん延防止に関する研修の実施及び業務継続に向けた取り組み強化として非常災害時の対応に関する研修の実施、並びに高齢者虐待防止の推進として高齢者虐待防止関連法を含む虐待防止に関する研修の実施が、それぞれ指定基準上に追加されています。

○情報公表制度における研修実施状況の開示

研修ポイント制度を始める以前、2006年4月から「介護サービス情報公表制度」が実施されており、福祉用具貸与事業所においては、認知症及び認知症ケアに関する研修、プライバシー保護・個人情報取扱の理解に関する研修、倫理および法令順守に関する研修、事故の発生または再発防止に関する研修、緊急時の対応に関する研修の実施状況を公表することが求められています。

研修ポイント制度開始以降、介護保険制度改革による福祉用具事業所内部での研修体制強化が図られており、福祉用具専門相談員個人に求められる研修量は増加し、また向上すべき質の内容も変化していることが要因の一つと考えられます。

（2） 介護支援専門員に選ばれる福祉用具専門相談員の条件の変化

利用者や家族、介護支援専門員によるサービス選択の判断材料として活用いただくことが研修ポイント制度のねらいの一つでしたが、時代とともに高齢者数が増え、解決すべき課題や尊重すべき価値観も多様化する中で、介護支援専門員がサービス選択する際に福祉用具専門相談員に求める能力は知識・技術に限らず、利用者への柔軟な対応能力や対応の速さ、報連相を含めたコミュニケーション能力などと細分化してきており、研修ポイント制度が着目している外部研修受講数のみではサービス選択の判断材料とし難い状況に変化しています。

また、2006年より居宅介護支援事業所には特定事業所集中減算が設けられていますが、令和3年度には中立・公平性をさらに徹底させる目的で、直近6カ月間に作成したケアプランに位置付けた福祉用具貸与事業所等の利用割合を公表することが義務付けられており、介護支援専門員がサービス選択するうえで減算とならない対応がさらに求められています。

このような影響を受けて、研修ポイント制度による外部研修受講ポイントランキングに対する福祉用具専門相談員等の興味も徐々に薄れてきているものと考えます。

4. 提案

研修ポイント制度の現状及び制度の運営維持に係る費用対効果を踏まえて、見直しの検討が必要と判断し、以下2点を提案します。

(1) 研修ポイント制度の終了と今後の対応

研修ポイント制度は、福祉用具サービス計画の作成が義務化されて以降、約 10 年にわたり福祉用具専門相談員の質向上と職種全体の底上げに寄与してきましたが、ここ数年の介護保険制度改革等による外部環境が大きく変化している状況を踏まえ、その役割を十分に果たしたものとして、次のステップにシフトする時期が到来していると考えます。

研修実施機関はじめ、これまでご支援下さった関係者の皆様に対し、新規のポイント申請受付は令和 6 年度末までとさせていただき、研修の開催案内については令和 7 年度中は継続して HP 上で周知させていただく旨の周知を図ります。また、ご愛顧いただいた福祉用具専門相談員に対しては、令和 7 年度末の完全廃止とするまでに一年間の経過期間を設けながら、福祉用具専門相談員各々の研修受講履歴、全国順位、都道府県順位についての証明書を希望に応じて発行する等の対応についても、HP やメール等での案内をして参ります。

(2) 福祉用具専門相談員の資質向上研修メニューの強化

○「介護サービスの情報公表インターネット研修」の充実化

令和 4 年から取り組んでいる「介護サービス情報の公表対応インターネット研修」について、令和 3 年度介護報酬改定で追加された感染症予防、非常災害時の対応、虐待防止の研修を加え、更なる充実に注力します。事業所で取り組むべき研修が増加している状況において、福祉用具貸与事業所が速やかに研修を実施できる体制を後押しし、その研修を通じて福祉用具専門相談員個々人の資質向上に繋げていくことが、当協会の事業として取り組む方向性と考えます。

○更新研修の更なる普及

当協会が自主事業として行っている更新研修は、福祉用具専門相談員指定講習の次のステップとして、一定の基礎能力を有する福祉用具専門相談員を対象とし、介護保険制度の最近の動向や最新の福祉用具の活用など、より専門性の高い知識を修得し、実践につなげる能力を養うための研修として、令和 6 年 3 月に厚労省より発出された事務連絡「福祉用具のサービス提供における PDCA の適切な実践等について」において、現に従事されている福祉用具専門相談員を対象とした研修の一例として周知が図られています。当協会として福祉用具専門相談員個々人の、さらには全体の質の向上に貢献すべく、更新研修の更なる普及に向けて一層注力して参ります。

○福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に向けた取組の強化

当協会は令和 5 年度老健事業において福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに取り組み、また令和 6 年度老健事業では指定講習カリキュラムの均質化に向けた指導要領や福祉用具サービス計画作成ガイドライン等の作成に取り組んでおります。今後も機能団体として、福祉用具専門相談員の専門性を高めるキャリアパスの構築を目指し、福祉用具サービスの質の向上により一層取り組んで参ります。

以上

4. ふくせん新規入会・退会・会員数の推移

ふくせん 新規入会・退会・会員数の推移

八

2022年度		2023年度		2024年度	
退職・離休・休業	退職・離休・休業	退職・離休・休業	退職・離休・休業	退職・離休・休業	退職・離休・休業
94 経済的理由	110 経済的理由	110 経済的理由	120 経済的理由	120 経済的理由	222 経済的理由
19 記入なし	12 記入なし	12 記入なし	8 記入なし	8 記入なし	22 記入なし
8 異動の為	28 異動の為	20 異動の為	31 異動の為	31 異動の為	8 異動の為
28 サービス不満	17 会員料未納	6 サービス不満	12 会員料未納	12 会員料未納	12 会員料未納
25 会員料未納	25 会員料未納	15 会員料未納	50 会員料未納	50 会員料未納	50 会員料未納
25 経営判断	25 経営判断	15 経営判断	50 経営判断	50 経営判断	50 経営判断
8 事業撤退・利用者減少	8 事業撤退・利用者減少	8 事業撤退・利用者減少	6 事業撤退・利用者減少	6 事業撤退・利用者減少	6 事業撤退・利用者減少
8 開心がなくなった	12 会員登録料未納のため(FICから正会員へ等)	3 開心がなくなった	3 会員登録料未納のため(FICから正会員へ等)	3 会員登録料未納のため(FICから正会員へ等)	3 会員登録料未納のため(FICから正会員へ等)
2 その他(記入あり)	2 その他(記入あり)	2 その他(記入あり)	1 その他(記入あり)	1 その他(記入あり)	1 その他(記入あり)
8 死亡のため	4 死亡のため	4 死亡のため	2 死亡のため	2 死亡のため	2 死亡のため
合計	225	合計	168	合計	257

- ・平日午後開催
- ・講義を構成する各セミナー等に参加できいため
- ・相当緊密な連携
- ・講義を構成する各セミナー等に参加できいため

5. 賛助会員入退会状況

賛助会員入退会状況

令和6年度 新規入会／1社

- ・ジーコム株式会社

令和6年度 退会会員／1社

- ・タカノ株式会社

<賛助会員一覧>

株式会社モルテン／株式会社ケープ／シーホネンス株式会社／株式会社松永製作所／公益財団法人テクノエイド協会／株式会社カワムラサイクル／株式会社幸和製作所／アロン化成株式会社／パナソニックエイジフリー株式会社／株式会社社会保険研究所／株式会社ミキ／パラマウントベッド株式会社／日進医療器株式会社／株式会社ランダルコーポレーション／株式会社タイカ／KDDI 株式会社／株式会社島製作所／豊通オールライフ株式会社／株式会社ウェルファン／株式会社イーストアイ／株式会社星光医療器製作所／徳武産業株式会社／矢崎化工株式会社／株式会社ウィズ／パラマウントケアサービス株式会社／中央法規出版株式会社／株式会社シコク／株式会社スマート／株式会社タマツ／RT.ワークス株式会社／小宮山印刷株式会社／株式会社プラッツ／シンエイテクノ株式会社／積水ホームテクノ株式会社／株式会社ニシケン／東京商工会議所／株式会社モリト／／株式会社 ZIPCARE／TOPPAN 株式会社／株式会社ジェイテクト／株式会社ヤマシタ／コニカミノルタ QOLソリューションズ株式会社／株式会社バイオシリバー／株式会社ヤックスケアサービス／ペルモビール株式会社／ジーコム株式会社

(申込順・46社 114口 令和7年4月1日現在)

以上

6. ブロック別令和6年度新規入会者数及び令和7年度ブロック活動費

ブロック別令和6年度新規入会者数及び令和7年度ブロック活動費

	都道府県名	R6新規 入会者数 (R7.3末)	ブロック活動費	R7加算額	R7申請 上限額	ふくせん 正会員数 (R7.3末)	FJC会員数 (R7.3末)	賛助会員の 正会員数 (R7.3末)	会員数合計
1	北海道	0	0	0	0	27	15		42
2	青森県	1	50,000	1,000	51,000	12	1		13
3	岩手県	0	50,000	0	50,000	23	3		26
4	宮城県	6	50,000	6,000	56,000	50	8		58
5	秋田県	3	50,000	3,000	53,000	12	4		16
6	山形県	3	50,000	3,000	53,000	18	6		24
7	福島県	3	50,000	3,000	53,000	25	9		34
8	茨城県	1	50,000	1,000	51,000	23	13	5	41
9	栃木県	1	50,000	1,000	51,000	6	7	15	28
10	群馬県	0	0	0	0	4	2	8	14
11	埼玉県	3	50,000	3,000	53,000	53	29	38	120
12	千葉県	2	50,000	2,000	52,000	38	16	38	92
13	東京都	13	50,000	13,000	63,000	132	68	151	351
14	神奈川県	8	50,000	8,000	58,000	82	30	42	154
15	新潟県	2	50,000	2,000	52,000	81	6		87
16	富山県	1	50,000	1,000	51,000	23	5	9	37
17	石川県	2	50,000	2,000	52,000	16	0	18	34
18	福井県	1	50,000	1,000	51,000	6	1	8	15
19	山梨県	1	50,000	1,000	51,000	10	4	8	22
20	長野県	0	0	0	0	18	7	9	34
21	岐阜県	1	50,000	1,000	51,000	25	9	10	44
22	静岡県	4	50,000	4,000	54,000	26	12	57	95
23	愛知県	8	50,000	8,000	58,000	44	38	52	134
24	三重県	4	50,000	4,000	54,000	37	8	5	50
25	滋賀県	0	50,000	0	50,000	38	2	16	56
26	京都府	16	50,000	16,000	66,000	90	13	33	136
27	大阪府	8	50,000	8,000	58,000	130	37	63	230
28	兵庫県	5	50,000	5,000	55,000	51	21	29	101
29	奈良県	1	50,000	1,000	51,000	13	9	17	39
30	和歌山県	1	50,000	1,000	51,000	16	4	24	44
31	鳥取県	0	50,000	0	50,000	18	1		19
32	島根県	0	0	0	0	6	2		8
33	岡山県	2	50,000	2,000	52,000	34	5		39
34	広島県	6	50,000	6,000	56,000	32	12	2	46
35	山口県	0	0	0	0	14	3		17
36	徳島県	0	0	0	0	7	0		7
37	香川県	0	50,000	0	50,000	21	4	6	31
38	愛媛県	1	0	0	0	17	2		19
39	高知県	1	0	0	0	9	2		11
40	福岡県	2	50,000	2,000	52,000	29	13	1	43
41	佐賀県	0	0	0	0	4	0		4
42	長崎県	0	50,000	0	50,000	17	2		19
43	熊本県	1	50,000	1,000	51,000	36	1		37
44	大分県	12	0	0	0	17	2		19
45	宮崎県	3	50,000	3,000	53,000	35	2		37
46	鹿児島県	7	50,000	7,000	57,000	113	1		114
47	沖縄県	3	50,000	3,000	53,000	31	4		35
	合計	137	1,850,000	123,000	1,973,000	1,569	443	664	2,676

※R7加算額はR6年度新規加入者数×1,000円で計上

※網掛けはブロック未設置道県

1. ブロック長名簿

全国福祉用具専門相談員協会 ブロック長名簿

令和7年4月30日 現在

	氏 名	所 属
青森県ブロック長	黒澤 宗男	有限会社くろはん
岩手県ブロック長	福田 裕子	株式会社サンメディカル
宮城県ブロック長	伊藤 崇	株式会社蔵王サプライズ
秋田県ブロック長	阿部 翔	株式会社かんきょう
山形県ブロック長	玉津 弘之	株式会社タマツ
福島県ブロック長	寺島 幸紀	株式会社同仁社
茨城県ブロック長	江幡 卓司	株式会社ロングライフ
埼玉県ブロック長	中田 敏弘	株式会社ナカウエ
千葉県ブロック長	前野 由美	株式会社ボーソー
東京都ブロック長	水越 良行	株式会社ヤマシタ
神奈川県ブロック長	熊澤 啓	株式会社柴橋商会
新潟県ブロック長	武藤 大希	さくらメディカル株式会社
富山県ブロック長	瀧澤 香里	株式会社ハピネス
石川県ブロック長	川岸 誠	株式会社トミキライフケア
福井県ブロック長	端野 一成	ネクスタス株式会社
山梨県ブロック長	廣瀬 智	有限会社グッドケーア
岐阜県ブロック長	長村 吉章	株式会社美濃庄
静岡県ブロック長	鈴木 陽平	有限会社銀のすず
愛知県ブロック長	水谷 正臣	株式会社一宮福祉サポート
三重県ブロック長	中川 敬史	株式会社ライフ・テクノサービス
滋賀県ブロック長	村椿 均	医療法人輝生会 福祉用具貸与事業所
京都府ブロック長	中川 宏實	安心ライフ株式会社
大阪府ブロック長	酒井 博人	総合メディカル株式会社
兵庫県ブロック長	浦野 徳也	株式会社ポート・リハビリサービス
奈良県ブロック長	西浦 忠彦	株式会社イカリトンボ
和歌山県ブロック長	浜垣 英司	株式会社大黒ヘルスケアサービス
鳥取県ブロック長	長尾 哲朗	株式会社ハピネライフ一光
岡山県ブロック長	三好 勇輝	株式会社アイルリンク
広島県ブロック長	神田 久司	日本基準寝具株式会社
香川県ブロック長	増田 浩三	有限会社ゴト一商事高松
長崎県ブロック長	海田 努	株式会社カイダ・アイフルケア
熊本県ブロック長	帆鷺 輝誌男	株式会社ホワシ
宮崎県ブロック長	藤山 邦男	株式会社ウエルライフ
鹿児島県ブロック長	岩元 文雄	株式会社カクイックスウィング
沖縄県ブロック長	佐藤 大介	サトウ株式会社

(敬称略)

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都港区に置く。

2. 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、介護保険法に規定される福祉用具専門相談員の職業倫理を確立し、社会的地位及び資質の向上に努めるとともに、我が国の福祉用具サービス等の普及、発展を目指し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉用具専門相談員等の職務に関する知識、技能の向上に関する研修
- (2) 福祉用具専門相談員等の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発
- (3) 福祉用具専門相談員等が必要としている情報の提供
- (4) 福祉用具サービス等の普及、発展に関する調査及び研究
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員
A会員／介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条の第1項九号の規定による者（福祉用具専門相談員指定講習の修了者）であって、当法人の目的に賛同して入会した者
B会員／専門的有資格者（介護保険法施行令第4条の第1項一から八号に該当する職種）であって、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 福祉用具サービスの普及、発展に貢献のあった者、又は学術経験者
- (4) FJC会員 福祉住環境コーディネーター検定試験合格者

2. 前項の会員のうち正会員、FJC会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人」という）上の社員とする。

(社員の資格の取得及び喪失)

第7条 当法人の社員はおおむね正会員、FJC会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。（代議員制の定数の取扱については、理事会で別に定める）

2. 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。

3. 代議員の選出方法は、理事会において別に定める方法による。

4. 正会員、FJC会員は、代議員選挙に立候補することができる。

5. 代議員選挙において、正会員、FJC会員は他の正会員、FJC会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

6. 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7. 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が社員総会議決の取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（当該代議員は、役員の選任及び解任（同法第63及び70条）並びに定款変更（同法第146条）についての議決権を有しないこととする。）

8. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになる時に備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、理事会において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9. 代議員の解任については第32条の規定を準用する。

10. 代議員が正会員、FJC会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

(正会員の権利)

第8条 正会員、FJC会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利

を、代議員と同様に当法人に対して行使することが出来る。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第9条 正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員として入会しようとする者は、所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3. 特別会員は、入会金及び会費は無料とする。

4. FJC会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 正当な理由がなく会費を2年以上納入しなかったとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第12条 正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法

人に対して予告をするものとする。

(除名)

第13条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の特別決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(拠出金品の不返還)

第15条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第16条 当法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第17条 社員総会はすべての代議員をもって構成する。

2. 社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 代議員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第20条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事

会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 社員総会の招集通知は、会日より14日前までに各代議員に対して発する。ただし、すべての代議員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、社員総会においてその都度代議員の中から選出する。

(議決権)

第22条 代議員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、代議員現在数の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員現在数の半数以上であって代議員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事由

3. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4. 理事又は代議員が、社員総会の開催に替えて社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(書面による議決権行使)

第24条 社員総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第25条 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権行使することができる。この場合において第23条の適用については、その代議員は出席したものとみなす

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、

法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第27条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上30人以内

(2) 監事 2人以内

2. 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

3. 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外のものから選任することを妨げない。

2. 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2. 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4. 理事長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第31条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第32条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、解任することができる。ただし監事を解任する場合は、代議

員の半数以上であって、出席した代議員の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事に対して報酬を支給することができる。

2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(特別顧問・顧問)

第34条 当法人に特別顧問・顧問を置くことができる。

2. 特別顧問・顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

(責任の一部免除)

第35条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 当法人に理事会を置く。2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を

除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第43条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定期社員総会に提出し、第1項及び第2項の書類についてはその内容を報告し、第3項から第5号までの書類については承認を受けなければならぬ。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第45条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第46条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定期総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従つて行う。

第8章 ブロック組織、支部組織

(ブロック)

第48条 当法人は、地域組織として都道府県を単位としたブロックを置くものとする。

(ブロック規程)

第49条 ブロックにブロック長1人を置く。

2. ブロック長、並びにブロックに関する基本的な事項はブロック規程をもって定める。

3. ブロック規程は、理事会の決議を経なければ、これを定め、又は変更することができない。

(支部組織)

第50条 当法人に、理事会の決議を経て、ブロックを構成単位とした支部を置くことができる。

2. 支部の区割りは、理事会で別に定める。

(支部長)

第51条 支部に支部長1人を置く。

2. 支部長は、理事会において別に定める方法により、ブロックに所属する会員の中から選出する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 当法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第54条 当法人が解散する時は、残余財産は、国もしくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人もしくは公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人もしくは一般財団法人に帰属する。

2. 当法人は、剩余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び職員は、理事長が任命する。

4. 事務局の組織及び運営に關し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 雜 則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 この法人の設立当初の事業

年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第2条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第3条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。(以下略)

(設立時の理事、代表理事)

第4条 当法人の設立時の理事、代表理事は次の通りである。(以下略)

(設立時の監事)

第5条 当法人の設立時の監事は次の通りである。(以下略)

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成24年5月29日より施行する。

第2条 第21条の第4項中「理事又は正会員が、」の後に「総会の開催に替えて」を加え、「過半数」を「全員」に改める。

第3条 第24条の「し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。」を「しなければならない。」に改める。

第4条 第31条の「無報酬とする。但し、常勤の役員に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」を「に対して報酬を支給することができる。」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成25年5月30日より施行する。

第2条 第9条の第4項中「3年」を「2年」に改める。

第3条 第17条の第1項中「2か月」を「3か月」に改める。

第4条 第25条の第1項中「3人以上」を「15人以上」に改める。

第5条 第27条の第4項中「3か月に1回以上」を「毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成26年6月

19日より施行する。

第2条 第29条の第3項中に「第25条に定める定数に足りなくなるときは、」の

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成28年4月1日より施行する。

第2条 第6条第1項(1)中「第3条の2第1項十号」を「第4条の第1項九号」に改める。同、「第3条の2第1項一から九号」を「第4条の第1項一から八号」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成29年6月20日より施行する。

第2条 第7条「社員の資格の取得及び喪失」を加筆する。

第3条 第8条「正会員の権利」を加筆する。

第16条 「定時総会」は「定期社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。

第4条 第17条「総会」を「社員総会」に、「正会員」を「代議員」に改める。第2項「社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする」を加筆する。

第5条 第18条「総会」を「社員総会」に改める。

第6条 第19条「定時総会」は「定期社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。第2項、「10分の1」を「5分の1」に改める。

第7条 第20条「総会」を「社員総会」に改める。第3項、「総会」を「社員総会」に、「各正会員」を「各代議員」に、「正会員」を「代議員」に改める。

第8条 第21条「総会」は「社員総会」、「理事長がこれを当たる」は「社員総会においてその都度代議員の中から選出する」に改める。

第9条 第22条「正会員」は「代議員」に、「総会」は「社員総会」に改める。

第10条 第23条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第11条 第24条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第12条 第25条「正会員」は「代議員」に、「第21条」は「第23条」

に改める。

第13条 第26条「総会」を「社員総会」に改める。

第14条 第28条「総会」を「社員総会」に改める。

第15条 第31条「定時総会」を「定期社員総会」に改める。

第16条 第32条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第17条 第41条第2項「理事長及び監事」は「出席した理事長及び監事」に改める。

第18条 第43条「定時総会」を「定期社員総会」に改める。

第19条 第52条「総会」を「社員総会」に改める。

第20条 第53条「総会」を「社員総会」に改める。

附 則

第1条 この定款は、平成31年4月1日より施行する。

第2条 第3条「福祉用具サービス」を「福祉用具サービス等」に改める。

第3条 第4条(1)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(2)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(3)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(4)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に改める。

第4条 第6条「(4)FJC会員 福祉住環境コーディネーター検定試験合格者」を加筆する。

第5条 第9条「正会員、賛助会員、及び特別会員」を「正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員」に改める。

第6条 第10条「4. FJC会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。」を加筆する。

第7条 第12条「正会員、賛助会員、及び特別会員」を「正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員」に改める。

平成22年9月17日 制定

平成24年5月29日 改正

平成25年5月30日 改正

平成26年6月19日 改正

平成27年6月23日 改正

平成29年6月20日 改正

平成30年6月22日 改正

令和2年6月17日 改正

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404 号室

メール info@zfssk.com／ホームページ <http://www.zfssk.com/>

TEL 03-5418-7700／FAX 03-5418-2111